

石川県地球温暖化対策支援融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内中小企業者の地球温暖化防止施設整備に要する資金を円滑に供給し、もって県民福祉の向上に資することを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、北國銀行、北陸銀行、富山銀行、福井銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、興能信用金庫、のと共栄信用金庫、はくさん信用金庫、石川県信用農業協同組合連合会

3 融資対象

融資を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者又は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合及び協業組合であること。
- (2) 原則として 1 年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営んでいること。
- (3) 環境マネジメントシステムに取り組んでいること。
- (4) 県税の滞納がないこと。
- (5) 次のいずれかの施設整備に該当するもの。
 - ① 自然エネルギー導入施設の整備
 - ② エネルギー効率化施設の整備
 - ③ 施設の省エネルギー改修事業
 - ④ 屋上・壁面等の緑化事業
 - ⑤ その他、地球温暖化防止に資する施設整備事業

4 資金の用途

地球温暖化防止に必要な設備資金

5 融資条件

- (1) 融資限度
融資の最高限度額は、1 企業について 5,000 万円とする。
- (2) 融資期間
10 年以内（うち据置は 2 年以内）
- (3) 融資利率
別途知事が定める。
- (4) 担保
取扱金融機関所定の扱いによる。
- (5) 保証人
取扱金融機関所定の扱いによる。
- (6) 償還方法
原則として、元金均等償還とする。

6 信用保証

- (1) 付保

取扱金融機関所定の扱いによる。

- (2) 保証料率
保証協会が定める。

7 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書（別記様式第1）に知事がこの要綱に基づき交付する地球温暖化対策支援融資基準適格証明書（以下「証明書」という。）（別記様式第2）を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

8 証明書の交付手続等

証明書の交付を受けようとする者は、地球温暖化対策支援融資基準適格証明交付申請書（別紙様式第3）を、知事に提出するものとし、融資対象要件を審査のうえ、証明書を交付するものとする。

9 融資状況の報告

取扱金融機関は、融資状況報告書（別記様式第4）により、毎月末現在の融資状況を翌月の10日までに知事に報告するものとする。

10 事業実績の報告及び調査

- (1) 融資を受けた者は、当該融資に係る事業が完了したときは、地球温暖化対策事業完了報告書（別記様式第5）を知事に提出するものとする。
- (2) 証明書の交付を受け、資金を必要としなくなったときは、地球温暖化対策支援融資辞退届（別記様式第6）を知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、(1)の事業完了届を受理したときは、その職員に当該施設及び経理の状況を調査させることができるものとする。

11 融資の取消し等

- (1) 知事は、融資を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、取扱金融機関に対し、融資の全部又は一部の取消しを指示することができるものとする。
 - ① 資金の用途がこの要綱に定める融資の目的に反すると認めるとき。
 - ② 虚偽の申請により不正の事実が判明したとき。
 - ③ 事業に要した費用の精算額が知事が証明した額に達しなかったとき。
- (2) 前項の規定により融資の取消しの指示を受けた取扱金融機関は、その取消しに係る金額について直ちに返還の措置をとるものとする。

12 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。